

○高木委員長 ただいまより建設公営企業常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員でありますので、これより会議を進めてまいります。

まず、1点目の令和3年第1回定例会提出議案について、議案第1号、議案第8号、議案第9号、議案第10号について、理事者から随時説明を受けたいと思います。

建築部長。

○中野建築部長 それでは、令和3年第1回定例会提出議案のうち、建築部所管分について説明いたします。

議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算についてでございます。補正予算書の6ページ、第3表債務負担行為補正（追加分）を御覧ください。建築部の関連は2件ありまして、いずれも本年4月を履行開始とし、今年度中に契約する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。1件目は市営住宅団地施設賠償責任保険料で、限度額が59万7千円といたしております。2件目は一番下の行になりますけれども、令和3年度分施設維持管理業務等委託料のうち、市営住宅に係る緊急通報機器保守管理業務委託など3件の契約について、限度額の合計を2千840万円としております。

建築部に関わる議案については以上でございます。

○高木委員長 土木部長。

○太田土木部長 令和3年第1回定例会に提出しております議案のうち、議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算のうち、土木部所管分につきまして事業の主な概要を御説明いたします。お手元でございます旭川市一般会計補正予算書の24ページを御覧ください。24ページの上段になります。8款土木費、5項都市計画費、3目緑地公園費1億1千490万円のうち、運動公園整備費1億690万円につきましては、国の補正予算に伴い、東光スポーツ公園内のテニスコート及び園路広場の整備をするための費用を令和3年度に繰り越し、実施しようとするものでございます。また、同じく緑地公園費のうち、都市緑化基金積立金800万円につきましては、寄附受納額の増加に伴う積立金の増加のため、追加補正をしようとするものでございます。

次に、ページが戻るようになりますが、5ページを御覧ください。5ページの第2表繰越明許費補正になりますけれども、8款土木費、5項都市計画費のうち、都市計画道路整備受託費2億2千705万5千円につきましては、都市計画道路永山東光線の用地買収におきまして、年度内の事業完了が困難となり、令和3年度に繰り越すものでございます。また、同じく都市計画費のうち運動公園整備費1億690万円は、先ほど御説明したように、国の補正予算に伴う補正額を全額繰り越すものでございます。

続きまして、1ページめくっていただきまして6ページとなります。第3表債務負担行為補正を御覧ください。中段にございます道路橋りょう整備費1億3千万円につきましては、いわゆるゼロ国でございまして、旭西橋の橋梁修繕工事を予定しているものでございます。次に、その下にございます道路側溝整備費12億円につきましては、いわゆるゼロ市でございまして、延長約7.9キロメートルの道路整備を予定しているところでございます。いずれも工事の早期発注と発注の平準化を図るため、債務負担行為を設定するものでございます。次に、最下段にございます令和3年度

分施設維持管理業務等委託料につきましては、本年4月1日からの業務委託に関わる契約について債務負担行為を設定しようとするもので、8億7千532万1千円のうち、土木部所管分につきましては、総合道路維持管理業務委託ほか2件で2億2千570万1千円となっているところでございます。

以上が、土木部所管に関わります補正予算の概要でございます。よろしくお願いたします。

**○高木委員長** 上下水道部長。

**○菅野上下水道部長** 第1回定例会に提案予定の上下水道部所管の議案につきまして、2件ございますが、御説明を申し上げます。内容といたしましては、国の補正予算を活用し実施する工事に係る建設改良費の補正と、事業の早期発注を行うための債務負担行為の設定でございます。

初めに、議案第8号、令和2年度旭川市水道事業会計補正予算でございます。補正予算書の44ページを御覧ください。これは、忠別川浄水場における非常用自家発電設備の設置に当たり、国の補正予算を活用し、資本的支出の建設改良費を5億2千30万円増額するものであり、この財源といたしましては、企業債、国庫補助金、他会計出資金及び当年度分損益勘定留保資金等で措置しようとするものでございます。

次に、債務負担行為でございますが、補正予算書の45ページを御覧ください。土木部所管の道路側溝整備費に関連する配水管布設及び移設工事費といたしまして、2億300万円を限度とする債務負担行為を設定しようとするものでございます。

次に、議案第9号、令和2年度旭川市下水道事業会計補正予算でございます。補正予算書47ページを御覧ください。資本的収支における資本的支出の建設改良費についてでございますが、国の補正予算を活用し、樋門の水位監視装置の設置及び下水処理センター汚泥焼却施設の更新等に係る費用といたしまして、20億5千740万円を増額するものであり、この財源につきましては、企業債、国庫補助金、他町負担金及び当年度分損益勘定留保資金等で措置しようとするものでございます。

次に、債務負担行為でございますが、補正予算書48ページを御覧ください。令和3年4月1日を履行期間の初日とする業務委託の契約事務を令和2年度中に執行するため、水緑施設管理業務委託料につきまして、限度額を2千959万円とする債務負担行為を設定しようとするものでございます。

補正予算については以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

**○高木委員長** 病院事務局長。

**○木村市立旭川病院事務局長** 令和3年第1回定例会に提出をする議案のうち、市立旭川病院が所管しております議案第10号、令和2年度旭川市病院事業会計補正予算について御説明申し上げます。今回の補正は、一般会計負担金の増、債務負担行為の追加を行い、併せてこれらの補正に伴う関係条文を整備しようとするものでございます。

補正予算書の50ページ、実施計画を御覧いただきたいと存じます。今年度から、寄附の対象として当院も参加しておりますふるさと納税につきまして、寄附金額が当初予算額を上回る見込みとなりましたことから、資本的収入及び支出でお示ししておりますとおり、収入の部、1款資本的収入、2項負担金、1目一般会計負担金で2千万円を増額しようとするものでございます。また、債務負担行為につきましては、補正予算書51ページの債務負担行為に関する調書にお示ししております。

ますとおり、令和3年度分医療廃棄物運搬及び処分業務等委託料、及び循環器用超音波画像診断装置賃借料の2件について、新たに債務負担行為の設定を行おうとするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

**○高木委員長** ただいま理事者より説明を受けました。委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

**○高木委員長** それでは、第1回定例会提出議案でありますので、本日の段階では説明を受けたということだとどめておきたいと思えます。

ここまでの議題に関わって出席をしていただいている理事者につきましては、退席をしていただいても結構ですのでお願いいたします。

それでは、2点目の報告事項についてに入っていきたいと思えます。まず、土木部の関係で2点あります。雪堆積場の不適切な使用について、そして、排雪業務における自家用自動車の使用についてということで、2点とも除排雪に関わる項目でありますので、報告についてはまとめてお願いしたいと思います。

土木部長。

**○太田土木部長** 報告事項のまず1点目、雪堆積場の不適切な使用について、御報告を申し上げます。資料を御覧ください。

本件は、総合除雪維持業務受託者の構成員が、民間駐車場の雪を市専用の雪堆積場に搬入したものであり、令和3年1月26日に、神楽・緑が丘・西神楽地区総合除雪維持業務委託の構成員であるA社が、市の排雪専用と指定されているツインハープ下流雪堆積場に民間施設の雪を運んでいるとの情報が寄せられたことから、1月28日にA社に対し確認を行ったところ、本事実を認めたものであります。

A社は、平成22年度からツインハープ下流雪堆積場の整理業務を地区総合除雪維持管理業務の一部として履行する一方で、平成30年度から、東光地区にある民間施設駐車場の排雪業務を受注しておりました。当該民間施設駐車場の雪は、近隣の民間開放雪堆積場である神楽岡雪堆積場に運搬していたものであります。この堆積場の閉鎖後は、近隣に民間の開放雪堆積場がなかったため、近場にある、自社で整理業務を行っているツインハープ下流雪堆積場に、平成30年度から3年間にわたり雪を搬入していたとのことでございます。搬入した雪の量につきましては、資料にもございますように、令和2年度はダンプトラック124台分で約1千736立米、令和元年度はダンプトラック108台分で約1千512立米、平成30年度は201台分で約2千814立米となっております。ツインハープ下流雪堆積場は、最大搬入量が10万立米ということございまして、これに対する割合といたしましては、おおむね1.5%から2.8%程度の雪の量となっております。

こうした事実の判明後、A社に対しまして、2月1日に、今年度搬入した雪を民間開放している西部融雪槽に搬出するよう指示し、2月3日に、同量の124台分の雪の搬出を確認したところでございます。また、過去2年分につきましては、民間施設の雪が搬入されてもツインハープ下流雪堆積場がシーズンの終了まで閉鎖されなかったため、他の雪堆積場へ距離を延ばして運搬する事態が生じなかったこと、あるいは、民間施設から搬入された雪が、整理業務で実施する雪押し量に加

算されていなかったことなどから、市としては実質的な損害が発生していないということを確認したところでございます。しかし、本件につきましては、委託業務特記仕様書で指定した市の排雪専用の雪堆積場の不適切な使用ということで、市といたしましては重大な契約違反として受け止めており、A社に対しては、関係部局と協議し、厳正に対処していく考えでもございます。また、2月3日付で、同様のことが生じないよう、全ての総合除雪維持業務受託者に対して仕様書遵守の徹底について通知を行うとともに、チェック体制の強化などから再発防止の徹底を図ってまいりたいと考えてございます。

続きまして、排雪業務における自家用自動車の使用について御報告いたします。資料のほうを御覧ください。

本件につきましては、排雪業務におきまして、道路運送法の規定による国土交通大臣の許可を受けていない事業者から賃借した自家用自動車を使用したことが確認されたものでございますが、令和3年1月27日に、某雑誌社から、令和3年1月23日に末広地区で実施した排雪作業において、違法で白ナンバーのダンプトラックを使用していたので取り締まってほしいとの投書があった旨の連絡がありました。そのため、当該排雪作業を実施していた末広・東鷹栖地区総合除雪維持業務受託者の構成員であるB社に対しまして、1月28、29日の両日にわたって事実確認を行ったものでございます。なお、旭川行政監視行政相談センターからも1月28日に同様の投書があった旨の情報提供を受けているところでございます。

排雪作業における雪の運搬におきましては、自家用自動車、いわゆる白ナンバートラックと、事業用自動車、いわゆる緑ナンバーダンプのいずれを使用すべきかにつきましては、貨物自動車運送事業法第2条第2項では、他人の需要に応じ、有償で運送する場合は、一般貨物自動車運送事業に該当するといったことで、これは事業用自動車、緑ナンバーを使用しなければならないとされているところでございます。また、自家用自動車につきましては、道路運送法第80条第1項におきまして、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡しはできないとされているところでもあります。

事実確認を行った結果、B社が1月23日に実施した排雪作業では、道路運送法第80条第1項の許可を受けていない事業者である貸主から有償で自家用ダンプトラックを借り入れ、B社と雇用関係のある者の運転により雪を運搬したことが判明しております。そのため、B社が自家用ダンプトラックで雪を運搬した行為は、他人の需要に応じた有償による運送には該当しないため、貨物自動車運送事業法の規定には違反しないものの、貸主が自家用ダンプトラックを許可なく有償で貸し渡していた行為は、道路運送法の規定に違反するといったことでございました。

本件を受けまして、全地区総合除雪維持業務を対象に、同様の事例の有無について、排雪作業をするために届出をしている全ダンプトラックの調査を実施したところ、法令違反が疑われるダンプ台数が全届出回数1千244台のうち25台あることが判明したところでございます。

本市では、本年2月3日に、道路運送法を所管する国土交通省北海道運輸局旭川運輸支局にこうした状況を報告し、今後の対応について確認を行いました。その結果、業務受託者である構成員に違反はないものの、発注者である旭川市として、法令違反となる車両の使用に対する指導を求められたことから、2月3日付で該当する車両25台を使用している構成員に対しまして、違反が解消されるまで使用しないよう通知したほか、総合除雪維持業務委託の受託者に対しまして、同様の事

例が生じないように法令遵守の徹底についても通知をしたところでございます。

今後は、再発防止策といたしまして、次年度から、自家用自動車を排雪業務に使用可能なケースの基準を明確化し、それに伴う車検証など提出書類のチェック体制の強化に努めてまいります。

以上、御報告を申し上げます。よろしくお願いたします。

**○高木委員長** ただいまの2点の報告について、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。上村委員。

**○上村委員** ただいま、除排雪に関して報告のありました2件について、それぞれになりますけれども、まとめて何点が質疑をさせていただきたいと思えます。今のところ9問程度の予定ということですので、30分かからないぐらいかなという時間の目安で進めたいと思うのですが、ちょっと内容が難しい後段のほう、排雪業務における自家用自動車の使用について、こちらのほうからお聞きをしたいと思えます。

某雑誌社に情報が寄せられたということから発覚したということで、私も、つい先日、この某雑誌社の雑誌を拝見しました。かなり詳しく載っていますので、今回の報告を前に、内容についてはあらかじめ確認をさせていただくことができたわけですが、これはちょっと余談ですけど、私自身が居住している地域のことでもあり、非常に注目をせざるを得なかったということもありますし、内容もよく分からなかったということもありまして、今の御説明を聞いて、改めて状況の根深さを感じたわけでありまして。要は、調査した結果、該当する車両が25台あったということですし、お聞きしている限りでは、一地域に限らず、かなり市内全般でも広域にわたって同様の事案があったということでありました。なので、今後の対応のことも含めて、どのような形でこの案件が対応されていくのかということに対して、懸念を感じているところです。まずはその点、土木事業所による実態把握についての問題認識と課題認識をお尋ねしたいと思えます。

今、引用したとおり、御報告にもありました調査結果が25台ということで、全体の数からいけば2%程度になるのかもしれませんが、しかしながら、結構な台数であるということ、それから、市内の複数の地域にわたってそういった事例はあったということでありました。この白ナンバーの使用は、恐らくこれまでも行われていたんだろうというふうには思わざるを得ません。まずは、土木事業所としての受け止めに伺いたいと思えます。

**○鎌田土木部次長** 白ナンバーダンプトラックの使用に当たりましては、車両の賃貸借契約を締結するなど、適正な手続を踏まえた上で使用するよう努めてきたところでございますけれども、貸主側の道路運送法の規定に違反する行為については、受託者のみならず、市といたしましても法令の理解が足りず、チェック体制も十分に機能していなかったことが、結果としてこうした事態を招いたと認識しております。そのため、これまでも同様の手続で白ナンバーダンプトラックを使用していたということから、今回判明した25台だけではなくて、過去にも同様なケースがあったのではないかと受け止めております。

今後は、受託者とともに法的認識を改め、法令遵守の徹底を図るとともに、体制の強化を図りながら再発防止に努めてまいります。

**○上村委員** 法令遵守という答弁もありましたけれども、この法令自体には、違反した場合の罰則規定も当然ながらあるわけでありまして、某雑誌にも書いてありましたけれども、ここについては、当事者の違法性の認識、それから悪質性が問われるんだろうということでありまして。この点、今回

初めての調査であったと思うのですが、この調査を経た結果として、事業者自身の違法性の認識はどうだったのか、また悪質性についてはどうなのか、市としてはどのように見ているのかということをお聞きしたいと思います。

**○鎌田土木部次長** 各受託者につきましては、貨物自動車運送事業法の規定を十分認識して、白ナンバートラックの営業使用ということにならないように賃貸借契約を締結した上で車両を使用していたものでございますけれども、一方で、道路運送法に定める有償貸し渡しの規定に対する理解がなく、違法性の認識はなかったものと考えております。今回のケースは、法の認識がなかったということに加えまして、是正の指導に応じず、なおかつ危険な状況で作業を繰り返している、そういったような状況ではないということから、悪質性はないというふうに考えております。

**○上村委員** 先ほど、こちらの報告案件の資料にも記載がございますけれども、発注者である旭川市として、違反に対する指導を求められたということで、各構成員に対しては、この違反が解消されるまでは使用しないよう通知をしたという報告がありました。また、後段も続くわけですが、ということでも、ということでも、今、その車は使用されていないということだと思いますので、この25台が、そっくりそのままなくなってしまったのかということが気になります。これは業務のスムーズな実施という意味で気になるという、逆に作業が滞ることにつながるのかという懸念です。なので、その後どのように運用されているのかということとともに、今後、特に来シーズンに向けて、これまで経年的に行われていたであろうこうした状況が、来年度以降はスムーズに運用することが可能なか否か、そのことも含めて、今後に向けてどのような方法が考えられるのか、どういうお考えでいるのかということを確認しておきたいと思います。

**○鎌田土木部次長** まず、道路運送法第80条では、自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ業として有償で貸し渡してはならない、ただし、その借受人が当該自家用自動車の使用人である場合は、この限りではないというふうにされております。こうしたことから、今回、法令違反が確認されました重複分を除く24台のうち、4台につきましては使用者の変更を済ませて、4台は今現在使用者の変更手続中でございます。また、1台は営業用の緑ナンバーに登録変更いたしました。残る15台につきましては、今、生活道路の排雪作業が一巡したということもありますので、今シーズンはもう使用しないということでございます。

排雪ダンプが不足している中で、各受託者においては、ダンプの確保に苦慮しているところであります。来年度以降は、シーズン当初から必要な手続を行うなどして、法令を遵守しながら必要台数の確保に努めてまいります。

**○上村委員** 冒頭に申し上げるべきでしたが、昨日は大変な暴風雪がありました。そして、その前には、ちょっとシーズンとしては考えられないような降雨があり、今後、雨でつるつるになったことでどのような影響が出てくるのかなということで懸念をしています。

今、15台については一旦離脱する形になったという答弁がありましたが、こうした排雪業務、年度末を迎えるに当たり、どのような影響が出るのかなということはぜひ注視をしていただきたいし、その結果も後ほど検証できるようにしておいていただきたいなというふうに思います。言わずもがなですが、それが来シーズンに向けた対応にもつながるんだろうと、そのことを申し述べて、もう一件の雪堆積場の不適切な使用について、こちらの話に移りたいと思います。

こっちは難しくないというか、むしろ驚くべきような話かなと私は思って聞いたのですが、数年

前からという情報が寄せられたということ、そして、当該社は平成22年度から除雪維持管理業務の一部を履行しているということでありました。該当したのは過去3年間ということですね、先ほどの資料でいくと、平成30年からの3年間ということでもあります。全体量としては割合2%程度という話ではありましたが、台数にしてみれば100台を優に超える台数ということで、ある程度確信犯的なのかなという気がいたします。

それで、こうした例がこれまであったのかどうか、先ほど経年でいろんなところであったんじゃないかという話もありましたけれども、一方でこうした堆積場の不適切使用についてはどうだったのかということで、これまでの発生例をまず確認させていただきたいのと、先ほど報告の中で、処分等についてということで重大な契約違反だと認識しているという答弁がありましたが、こうした対処の必要性について、どのように考えていらっしゃるのか、今後の再発防止に向けた予定についても併せてお聞かせをいただきたいと思います。

**○鎌田土木部次長** これまでの発生例につきましては、記録が残る過去10年間において、不適切な使用例はございませんでしたが、今回の件については、誠に遺憾であり、2月3日に改めて全ての総合除雪維持業務委託の受託者に対して仕様書遵守の通知を行ったところでございます。

市専用雪堆積場につきましては、道路排雪時のみ人員を配置して開設しているということから、総合除雪維持業務委託の一部である雪堆積場の整理業務を行う構成員が、本件と同様な行為をした場合、確認することは現状ではちょっと難しいような状況もございます。しかしながら、こうした雪堆積場の不適切な使用は、除雪費の中で大きな割合を占める排雪費に影響を与えるということもございますので、当然のことながら、受託者には改めて仕様書の遵守を徹底するよう指導するとともに、その日の搬入予定を市、除雪センター、それから排雪作業を実施する構成員の3者で共有して、チェック機能を強化してまいります。

**○上村委員** 本件については、当該行為と管理業務をしている事業者が一緒だということですね。なので、答弁にありましたとおり、確認することは難しいと。それをやられると、当事者がそこで好きなようにやっていただけなので、確認することができないということでした。なので、今後、一手間増えることになってしまうのですが、搬入予定について共有して、チェック機能を強化する必要が出てくるということで、残念ですけれどもこういう事態が分かった以上は、そういう対応もせざるを得ないのかなということで、非常に残念だということだけ強調しておきたいと思います。

それで、この報告案件に関して私が疑問をさせていただきたいのは、このことを含めて、結局これもいわゆる受託業者の構成員でありましたけど、やっていることは民間事業者としての作業、仕事で出た排雪の投雪を、本来使えないところに入れたということでありまして、民間事業者の排雪業務という側面があるということに注目した上で、この民間事業者の利用可能な堆積場、これは市内に幾つかあるわけでありましてけれども、これまでもこの利便性がどうなんだという課題はあったわけであり、そうしたことが今回の事案にもつながっているとも言えます。そうした課題の問題提起をしたいという思いで、質疑としてもう少しお聞きしたいと思います。

まずは、いわゆる民間利用可能な堆積場の現在の稼働状況がどうなっているかということをお示しくください。

**○鎌田土木部次長** 民間開放しています雪堆積場の搬入実績といたしましては、2月7日時点で約

166万立米の搬入がありまして、民間受入れを想定しています270万立米に対して、約61%の搬入状況ということになっております。今年度の雪堆積場の開設につきましては、12月4日に民活提案型1か所を開設し、その後河川敷地7か所、民活提案型1か所、西部融雪槽を合わせた10か所を随時開設いたしました。このうち、本日時点で5か所が閉鎖しており、現在稼働している堆積場は5か所となっております。

**○上村委員** ということですが、総量としては事足りているのかなと思うのですが、この民間が利用可能な堆積場の充足状況についての受け止めをお聞きしたいのと、あわせて、今回のような件もあったわけですが、その課題認識についてもお示しをいただきたいと思っております。

**○小松土木部雪対策課長** 民間利用可能な雪堆積場は、今年度全体で15か所の雪堆積場を確保し、そのうち、雪搬入量が多くなります12月末までには、最大で7か所を開設し、受入れを行ったところでありまして、雪の搬入実績としましては、先ほどの答弁にありまして、約61%の搬入状況でありますことから、総量的には余裕がある状況でございますが、市街地近郊の雪堆積場の閉鎖により、12月末と比べ、遠方まで雪を運搬しなければならない状況になっております。

雪堆積場は、宅地内や商業施設、病院などの駐車場の雪を排雪し、市民生活や経済活動を円滑に行うために必要なものと認識しておりますが、雪堆積場の確保だけでなく、整理作業に必要なブルドーザーのオペレーターの確保も難しくなっている状況の中で、厳冬期において、市内各地にバランスの取れた雪堆積場を配置することが課題であると考えております。

**○上村委員** 堆積場の総量的には余裕はあると。現在もまだ61%しか使われていない。残り39%は空いていますよということでした。しかしこれは、これまでも事業者から指摘が寄せられているところですが、非常に使い勝手が悪くなってくると。先ほども、今、5か所は既に閉鎖をしているということで、どんどん使い勝手のいいところから埋まっていくということですね。加えて、開設はしていても、何トンクラスとか、利用可能なダンプの条件が設定されているところがあるので、要は、小さいダンプは遠くであっても使うこともできないということですので、だんだんと窮屈になっていくということが年度末に向けて起こっているんだろうと思っております。

そこで、若干論点を変えますが、論点を変えるというのは、まずはそういった状況が先ほどの問題も生んだ一つの要因ではあったのかなと。なので、近場の関与していた堆積場を使ってしまったということでありましたから、そういうことが関係しているのだと思っております。

ちょっと視点を変えたいのですが、これまでも本件とは別に、民間事業者による民間の排雪業務において、例えば、駐車場とか大型駐車場とか商業施設の駐車場であるとか、大きな病院であるとか、今のは例示として申し上げただけでありますのでどこということを特定しているわけではないのですが、そういった排雪業務における民間事業者の道路への投雪、要は、堆積場にすら入れないということですね。その辺に積み上げているんだというような問題の指摘をこれまでも受けてきた経過がございました。ですので、このことに改めて思いをはせたわけでありまして、こうした点、市として、土木事業所として、どのような現状認識を持っていらっしゃるのか、また、これまでの対応状況についてお聞かせをいただきたいと思っております。

**○小松土木部雪対策課長** 民間事業者の除排雪による道路への雪出しは、除雪機械で行われるため、雪出しの量も多く、道路環境の悪化や排雪経費の増加につながっており、市民への除雪に対するマ



ナー啓発と同様に、本市の厳しい冬期間の生活を快適にする上で非常に大きな課題であると認識しております。

除雪に関するマナーにつきましては、今までにも市民協働による地域除雪活動として、市民、除雪企業、行政の3者合同による除排雪パトロールなどを通して、道路への雪出し禁止などの啓発を行っており、今年度においても、職員による早朝パトロールを実施しているほか、こうほう旭川市民11月号でのお知らせや、市長の啓発動画をSNSへ掲載するなどの広報活動を行っているところであります。

**○上村委員** とはいえ、そのことでどれだけの効果があるのかなということが、依然として気になるわけであります。そういう指摘がまだ絶えないので、どこまでそこに対して周知が徹底されているのか、理解が得られているのかということが気になるわけです。当然、これは市民についても同様だと思うのですが、いわゆる道路法や道路交通法で、この雪出し行為については罰則すら設けられているということは周知のとおりです。これは当然ながら、事業者にも当てはまることであります。この部分については、どのような当てはめ方をされているのか、民間事業者に対して、現在の罰則適用についての考え方はどのような運用状況にあるのかということ、市の認識を伺いたいと思います。

**○小松土木部雪対策課長** 雪出し行為は、道路法及び道路交通法で禁止行為となっておりますことから、パトロールで発見したり、市民から情報が寄せられた場合には注意を行っており、改善が見られないなど悪質な場合には、警察にも通報しております。

**○上村委員** たしか、一番小さくて過料が5万円でしたか、というような規定もあるのですが、なかなかそういったものまで適用される事案はないというのが現状だと思います。今、警察にも通報しているという答弁はありましたが、そこからそういった過料の設定になるような例、当然、市民はなおハードルが高くなると思いますけれども、事業者であっても、そういった事例は、今のところ私は聞いていないんですけれども、もしあればちょっと補足してください。

ということで、市民へのマナー啓発、これはもうずっと課題であり、これから乗り越えていかなければならない大きな課題だというふうに私も述べてまいりました。迅速な解決には至らないにしても、この積年の課題に対応していく、ギアチェンジをしていかなければならないという意味も込めて、ひとつ、私は、市として条例を制定して、こうした市民への協力とマナーの遵守を求めていくということを取り組むべきだということをごこれまで本委員会でも申し上げてまいりましたが、同じように事業者に対して、当然ながら、先ほど来、引用しているように、民間事業者は重機を使ってやりますので、もう桁が違うと思うんです。だから、市民だったら許されるということでは全然ないんですけれども、でも事業者が重機を使って勝手に道路に雪を積み上げているような状況があるとすれば、やっぱりこれは徹底してその遵守を求めなければなりません。言うまでもなく、事業者もそこから利益を発生させてやっているわけでありますから、ここは見過ごすことはできない。すぐに効果的な対応を検討しなければならないことだと私は思っています。

重ねてになりますけれども、こうしたことも含めて、まずは事業者の責務ということがおのずと出てきますので、当然、抑止効果、そういったものを検討する必要性として、条例への明記ということも併せて考えるべきだと思います。見解を伺います。

**○太田土木部長** 条例等への明記による抑止効果の必要性ということでございました。

その前のところで一つ、実際に事業者への罰則適用とその実績ということでございますけれども、これまでに実際にそういった実績といったものはないということでございます。

今回、2点ほど御報告をさせていただきましたけれども、前段、白ナンバートラックのことから御質疑もいただきまして、白ナンバーについては違法性のある行為でありましたし、今回、雪堆積場につきましても違法性までは問えないんですけれども、これは我々の契約上の違反ということで、雪堆積場の不適切な使用ということもございました。いずれも事業者の責務だとか、そういった資質といったことが問われていることなのかなというふうに思います。ただ一方で、それをきちっとチェックできなかった我々のチェック体制といった部分につきましては、深く反省しなければならないというふうに思っているところでもございます。

今回の雪出し防止等を含めて、条例等に明記ということでございまして、これまでも雪出しにつきましては、北国共通の課題として、様々な形で市民周知といった部分では取組を行ってきたところでございます。しかし、実態を見ますと、まだこうした取組といったものが十分浸透していないといった状況にございますので、今後も粘り強くルール啓発に努めてまいりたいと考えてございます。

先日も第2回目の旭川市雪対策審議会が開催されました。この中で各委員さんにいろいろと除排雪に対する思いとか、そういったものもアンケート調査をしております。その中ではやはり、マナー改善など、明確なメッセージを市民へ伝える一つの方法として、条例化の必要性があるのではないかといたした御意見もあったというふうに伺っております。本市の雪対策基本計画の中では、その基本方針の一つとして、市民、企業、行政における役割分担の明確化と協働推進といったことが掲げられております。これまで、我々は市民、企業、行政のうちの企業といったもの、この企業の具体的定義が明確かどうかはあれなんですけれども、どちらかというとなら我々の除排雪の受託業者というイメージがあったんですけれども、ただ、これは先ほどからも議論になってはいますが、今回入れられた雪というのは、同じ我々の受託業者ですが、そこは民間の施設のものを請け負って入れたということもございまして、そう考えれば、やはり一般市民の方々、道路だけではなくて、例えば商業施設ですとか、そういったところに冬場に行ったときに駐車場を使用するといった利便性のことを考えると、発注者が行政なのか民間なのかにかかわらず、民間施設の除排雪事業であっても、それを担う事業者さんにはやはり一定のルールやマナーというものを、同じこの雪国に住む企業として共有しておくべきではないのかなというふうにも私も強く感じているところでございます。

本市といたしましては、そうした事業者の除雪マナー向上につきましても、市民への啓発と同様に重要な課題であるというふうにも強く認識してございますので、今後、旭川市雪対策審議会のほうで、新たな条例を制定する意義ですとか、その必要性を広く議論していく上で、市民への除雪マナーの向上に加えまして、こうした事業者による雪出しに関わる防止効果、抑止効果といったことについてもしっかりと検討しながら、議論を進めていただきたいというふうに考えているところでございます。

○上村委員 終わります。

○高木委員長 ほかに、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 それでは、次の報告事項に入りたいと思います。水道・下水道事業につい

でのアンケートの実施について、理事者から報告をお願いいたします。

上下水道部長。

○菅野上下水道部長 水道・下水道事業についてのアンケートの実施につきまして、御報告申し上げます。お手元にお配りいたしました「水道・下水道事業についてのアンケート ご協力をお願い」を御覧ください。

人口減少などによりまして、料金収入が減少する中、老朽化した水道管などを更新し、今後も安全、安心な水道水を供給し続ける必要がありますことから、今後の事業運営の参考とするため、料金の在り方に対する考え方も含めまして、アンケート調査を実施するものでございます。

調査につきましては、アンケート用紙のほか、水道・下水道事業が置かれている現状などを御理解いただくとともに、回答に当たっての参考としていただくため、昨年3月に策定しました中期財政計画の抜粋及び広報「あさひばし」本年2月号に掲載された記事を抜粋したものを資料として同封いたします。対象は、無作為に抽出した市民3千件、市内事業者300件とし、回答期限は3月12日までを予定してございます。

なお、いただきました回答につきましては、今後、上下水道事業審議会におきまして、料金の見直しを審議していただく上での資料としても活用してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○高木委員長 ただいまの報告について、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 それでは、以上で本日の会議を散会といたします。

---

散会 午前10時49分